平成２８年（フ）第６３２５号
東京都葛飾区白鳥３丁目７―13―103
破産者　増渕みゆき
1　決定年月日　平成28年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６３３０号
東京都荒川区南千住４丁目９－７―712
破産者　上原永哲こと　全　　永哲
1　決定年月日　平成28年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６３４７号
東京都中野区南台２丁目36―11―301
破産者　宮地みなみ（旧姓塩澤）
1　決定年月日　平成28年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２８６号
埼玉県川口市大字安行原1624番地の７
破産者　聖好興業有限会社
1　決定年月日　平成28年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１８３号
千葉県松戸市西馬橋広手町138番地の１　わたや第３コーポ101号
破産者　髙村　規博
1　決定年月日　平成28年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第２１７号
千葉県柏市豊町２丁目５番43―102号
破産者　三橋　　大
1　決定年月日　平成28年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第４０３号
千葉県野田市木間ケ瀬3781番地７
破産者　有限会社沼田建材
1　決定年月日　平成28年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第４０４号
千葉県野田市東宝珠花201番地２
破産者　沼田　勘治
1　決定年月日　平成28年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第４０５号
千葉県野田市東宝珠花201番地２
破産者　沼田　球子
1　決定年月日　平成28年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第１２２号
千葉県山武市本須賀1398番地
破産者　川津　定男
1　決定年月日　平成28年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２８年（フ）第２４５７号
神奈川県横浜市西区桜木町４丁目15番地７　アスカビル４階、商業登記簿上の本店所在地　神奈川県横浜市西区桜木町４丁目15番地７
破産者　イエジャパン株式会社
1　決定年月日　平成28年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２７５０号
千葉県浦安市堀江３丁目27―４　第２コーポ指田203号
破産者　金子　祐司
1　決定年月日　平成28年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３６４号
静岡市葵区平和２丁目29番８号
破産者　静岡住協建設株式会社
1　決定年月日　平成28年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第９８号
滋賀県彦根市長曽根町８番５号
破産者　株式会社太田組
1　決定年月日　平成28年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２６年（フ）第４７２５号
大阪府東大阪市荒本北２丁目４番22号
破産者　大阪田中建設株式会社
1　決定年月日　平成28年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４５３９号
大阪市西区阿波座１丁目15番15―45号
破産者　日本ライフサービス株式会社
1　決定年月日　平成28年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３１１２号
大阪市東淀川区大桐５丁目15番17号
破産者　有限会社日乃出金属工業
1　決定年月日　平成28年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３２７８号
大阪市東住吉区今林１丁目２番68号　大阪市中央卸売市場東部市場内
破産者　日乾物産株式会社
1　決定年月日　平成28年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５８６号
東京都武蔵村山市緑が丘1460番地80―403
破産者　沖山ノエミこと　オキヤマ　ベロソノエミー
1　決定年月日　平成28年11月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第７２２号
東京都八王子市下恩方町1394番地７
破産者　秋葉　浩之
1　決定年月日　平成28年11月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第３６１号
横浜市都筑区北山田４丁目８番19号
破産者　株式会社コトブキ
1　決定年月日　平成28年11月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１４６４号
神奈川県藤沢市円行１丁目13番地の４
破産者　有限会社長濱木材
1　決定年月日　平成28年11月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部